

# 災害関連緊急地すべり対策事業

## 1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、地すべりが活発になることにより災害の危険性が增大する等経済上、民生安定上放置し難い場合に、緊急に地すべり防止工事を実施する。

## 2 事業内容

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域のうち、当該年の降雨、地震等により、地すべりが発生又は拡大したことによって緊急に地すべり防止工事が必要となった場合に実施する地すべり防止事業。

（対象工種）

排水施設、擁壁、土留工その他の地すべりを防止するための施設

## 3 事業実施主体等

（1）事業実施主体：都道府県

（2）採択要件

1 箇所の事業費が600万円を超えるものであり、次のいずれかに該当するもの

1）災害復旧事業に特に先行して施行する必要があること

2）公共の利害に密接な関係を有し、～ のいずれかに該当するもの

多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流に直接被害を及ぼすと認められるもの

鉄道、主要道路及び公共施設に直接被害を及ぼすと認められるもの

公共建物の重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

ため池（30,000m<sup>3</sup>以上）又は用排水施設（100ha以上）に直接影響を及ぼすと認められるもの

人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

農地（10ha以上）に直接被害を及ぼすと認められるもの

## 4 補助率

溪流工事 2 / 3、その他工事 1 / 2

## 5 予算科目

（項）農業施設災害関連事業費

（目）農業用施設等災害関連事業費補助

（目細）災害関連緊急地すべり対策事業費補助

## 6 平成19年度概算決定額

54,000(54,000) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】